

都市計画法第34条第13号に係る許可運用基準

- 1 本号に該当するものは、次の各要件のすべてに該当しなければならない。
 - (1) 自己の居住若しくは自己の業務の用に供する建築物の建築又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設を目的とするもの。
 - (2) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際に土地の所有権又は所有権以外の土地利用に関する権利を有していた者で、土地登記簿若しくは公正証書等により権利の取得が証明できるもの。

なお、農地法第5条の規定による許可が必要な場合は、市街化調整区域に指定される前に当該許可を受けていなければならない。
 - (3) 当該都市計画の決定又は変更の日から起算して6ヶ月以内に届出がなされているもの。
 - (4) 開発行為が、当該土地が当該都市計画の決定又は変更の日から起算して5年以内に完了するもの。
- 2 本号で届出をした者の地位は相続人、その他の一般承継人に限り承継し得るものとする。

(平成15年5月1日から施行)

(平成19年11月30日改正)